

行政・司法各部門の支部図書館と専門図書館の連絡情報誌

びぶろすーBiblos

74号（平成28年10月）



特集：

専門職への利用ガイダンス

表紙写真：国立国会図書館国会分館（国会議事堂の4階の一部）の参考図書の本架と閲覧席。
記事「国会レファレンス課資料室及び国会分館の見学に参加して」を参照。

74号（平成28年10月） 目次

+++【特集：専門職への利用ガイダンス】+++++		
『特集：専門職への利用ガイダンス』にあたって		2
専門職業人の情報収集を支援するガイダンス		
中央大学入学センター入試課 梅澤貴典		3
法科大学院での利用ガイダンス		
岡山大学大学院法務研究科 近藤祐子		8
財務省図書館における利用ガイダンス		
支部財務省図書館 野沢義隆		11
●コラム●おとどけします、ガイダンス		
国立国会図書館総務部支部図書館・協力課		12
+++++		
平成28年度専門図書館協議会全国研究集会第3・第4分科会に参加して		
支部国土交通省図書館北海道開発局分館 北浜忠彦		13
+++++		
国会レファレンス課資料室及び国会分館の見学に参加して		
支部文部科学省図書館 安食優子		15
平成28年度企画展示「続・あの人の直筆」のお知らせ		17
日誌（平成28年7月～平成28年9月）		18
国立国会図書館刊行物紹介（平成28年7月～平成28年9月）		19

『特集：専門職への利用ガイダンス』にあたって

今回の特集では、ガイダンスを取り上げます。

専門図書館や大学図書館のように、組織によって設置され、調査研究、学修などの活動を行う構成員に対する支援を主たる目的と位置付ける図書館は、より多くの構成員に利用してもらうことを通じて、組織の目的に貢献することが求められています。そのためには、自館を利用したことのない利用者に「図書館で何ができるのか」を知ってもらう必要があります。その方法として、広報、ガイダンス、カウンターワークなどがありますが、中でも、ガイダンスは複数の対象者に対し、直接図書館スタッフが説明することができるのが特徴です。

大学図書館では、初年次学生を対象とした情報リテラシー、レポートや論文執筆を念頭に置いたアカデミックライティングのための情報収集、さらに社会人学生を対象とするリカレント教育での図書館利用法など、幅広いテーマのガイダンスが、ときには学生と協働しながら行われています。

しかし、専門図書館では、特定の専門分野に精通した利用者に対し、図書館スタッフが何を説明すれば効果的なのか迷うことがあると思われます。また、限られた人数で運営する小規模な図書館にとっては、普段の業務を行いながら、何回もガイダンスを開催していくことは現実的には難しいでしょう。

今号では大学図書館、法科大学院資料室、府省庁の図書館である支部図書館の3館での事例に注目し、ご寄稿いただきました。

この特集が、皆さまの館が未来の利用者に向けたガイダンスを企画し、評価する際の参考となれば幸いです。

(編集担当)

【特集：専門職への利用ガイダンス】

専門職業人の情報収集を支援するガイダンス

中央大学入学センター入試課 梅澤 貴典

1. はじめに

専門職業人¹には、玉石混交の Web 情報に頼ることなく「発信元と責任の所在を辿れる情報源を豊富に持ち、必要に応じて的確に選択して引き出せる能力（情報リテラシー）」が求められる。

これまで専門図書館が提供してきた資料には、いわゆる灰色文献など一般には手に入らないものも多く、また図書館が有償契約しているために利用できるデータベース（以下「DB」という。）もあるが、これらが「図書館があるからこそ特権的に手に入る情報」であることについては、必ずしも認識されていない。「どんな情報でも Web から無料で手に入る」との誤解が、利用者のみならず予算と人的資源の配分に権限を持つ親機関の長にも及んでいる場合、図書館の存在意義が過小評価され、存続の危機に晒される恐れもある。

本稿では、専門図書館が持っている「資料・情報」と「職員の支援力」の有用性が利用者に正しく認識されておらず、それゆえに運営者からも存在意義が過小評価されている問題に着目し、解決策を考察する。そこで、価値を利用者に直接伝えられるガイダンスを例に挙げて、情報収集スキル習得の効果を上げることによって、「有用性の認知度拡大」さらには「評価の向上」を目指す。

ビジネス分野向け講習のアンケートを例に、専門職業人にとって「資料・情報に関わる知識・スキル」（以下「図書館スキル」という。）の伝授がいかにか高く評価されるか、さらに図書館スキルを土台として「支援対象が専門とする知識」（以下「主題知識」という。）に関する分野の DB 利用法を組み合わせるガイダ

ンスを行うことにより、いずれの分野にも応用が可能であることを解説する。

本稿で用いたアンケート（受講者コメントを含む）は、働きながら経営修士学位（MBA）取得を目指す大学院であるビジネススクールの在生をを対象として筆者がおこなった情報収集法講習会（120 分間）のものである（受講者数 51・有効回答数 46）。受講後に「紹介した情報ツールやデータベースについて、どのくらい知っていたか／使っていたか」に加えて「講習が役立つと感じた度合い」を訊ね、さらに自由記述コメントを求めた。開催は入学とほぼ同時（4 月最初の土曜日）であったため、受講者は「企業等の最前線で活躍しながらも、まだアカデミックな目的での情報収集の経験はほとんど無い」という、Web 時代におけるビジネスパーソンとしては一般的な層であった。ただし職務に問題意識を持ち、その解決策として大学院を選択しているところに、専門図書館の支援対象との共通点（高度な主題知識を持ち、責任ある情報を必要としている等）が多いと考えられる。

2. 専門職業人にとっての図書館スキル修得の価値

特に専門図書館や大学図書館では、利用者が特定の専門分野に関する高度な主題知識を持っているために、講習で取り上げる DB 等の選択と内容の構成は難しく、「あまりにも基礎的な内容では、プロフェッショナルにとって役に立たない（図書館の利用方法などは、既に深く理解している）のではないか」という心配や、「図書館員の側にも高度な主題知識がなければ、専門分野には立ち入れない（専

¹ 本稿では「特定分野の業務遂行に求められる専門的な知識・能力を、教育や職業経験を通じて習得した職業人」と定義する。

門分野のDBを取り扱う自信がなく、躊躇してしまう)」という遠慮もあり、その相反する2つの要素の板挟みとなっていたケースも多いのではないだろうか。

そこで「図書館スキル」と「主題知識」を分けて考えてみたい。まず図書館スキルのうち、ごく基礎的なものでさえも、利用者にはあまり認識されていないことがアンケートから分かった²。図書館を利用する上で最も基礎的なツールである、蔵書検索システム(OPAC)について、「よく使う」という回答は全体の僅か1割程度に過ぎず、17.8%が「全く知らなかった」と回答している。「予想していた」³を加えると「OPACを知らなかった」利用者が40%に達しており、自身の問題を解決する情報収集の手段としては図書館そのものを使って来なかったことが伺える。もっとも、大学院入学前の社会人にとっては、所属組織に専門図書館が無い限りは、図書館と言えば市民向けの公共図書館が想定されるため(実際には公共図書館でもビジネス支援をおこなっているケースも多いが、あまり認識されていない)、Webである程度の情報収集ができてしまう現代において、これは無理からぬことであろう。

さらに「OPACの著者名・件名・分類リンクによる芋づる式検索」について同じように尋ねてみると、「よく使う」という回答は7%に落ち、6割近くがこのような応用的検索手段を知らなかったことが分かる。Amazonなどを使い慣れていれば、「著者名をクリックすれば同じ人物が書いた他の本が見られる」程度の予想はしやすいが、図書館のOPACでは個々の本がどのようなテーマについて書かれているかに応じて付与された「件名」を用いて、本のタイトルや目次に含まれていないキーワードでも検索ができる点については、ほとんど知られていなかった。さらに日本十進分類法(NDC)によって分野別の番号が細か

く振られ、そのリンクからも同じテーマの本を探せる点を紹介すると、自由記述欄には「これまで、単にキーワード検索の結果から参考になりそうな本を見つけて本棚に取りに行っていただけで、一つの本から類書へ幅を広げる発想は無かった」という主旨のコメントが多く見られた。蔵書データ作成の際におこなって来た膨大な「知識の紐付け」作業の蓄積には、やはり図書館ならではの価値があり、また、この点を意識していない利用者へのアピールが必要なことが分かる。

図書館がどのように資料を分類しているかについても、一般には理解されていない。NDCについて尋ねてみると、「よく使う」・「たまに使う」は0% (情報探しのために「使う」ものという認識ではないことが推測される)、「知っていた」35.7%、「予想していた」19.0%、「全く知らなかった」45.2%という回答であった。スクリーンにNDCの一覧表を示して「この世界の森羅万象を分類した、知識の地図の座標点のようなもの」と紹介し、さらに「北海道から沖縄まで、全国的に同じルールで探せる」ことを説明すると、「こんなに精密に分類されているとは知らなかった」、「今日までこれを知らずに勉強や仕事をして来たのが悔やまれる」などの感想が聞けた。

先行研究調査のために日本語の論文を探す上で最も基本的なDBの一つである「CiNii Articles」についても、「よく使う」との回答は僅か7%であり、「たまに使う」の9.3%を足しても利用率は2割に満たない。「全く知らなかった」が4割に近く、「予想していた」を含めると3分の2がこのDBの存在を認識していなかった。

このように「図書館スキル」は有職社会人の大部分にとっては未知の情報収集ツールであり、後述する「役立つと感じた度合い」からも、基礎的な講習が有益であることが分かった。

² 本文末に「【図1】講習会アンケート(抜粋)」として集計結果の一部を掲載する。

³ 前掲【図1】の注を参照。

3. 主題知識分野のガイダンス設計

ここで紹介した講習会はビジネス分野に特化した内容であったが、講師を務めた筆者には企業での勤務経験は無く、ニュースや新聞で一般的に得られる程度の主題知識しか無い。しかし、図書館スキルに加えてビジネス分野の研究テーマに応じた内容を盛り込む必要があった。

そこで、理工学部の図書館でオーダーメイド型講習を設計・実施した経験を応用した。中央大学の理工学部には10の学科に約100の専任教員が持つ研究室があり、それぞれの専門性は全く異なる。まず講習の前半はいずれの分野でも共通となる図書館スキルで構成し（ただしキーワードは最適なものを選んで用いる）、後半はその研究室ならではのニーズに応えられるよう、講習をおこなう前に「1. 担当教員の著書・論文」を調査し、「2. 現在の研究テーマおよびキーワード」・「3. 重視しているジャーナルとDB⁴」について簡単なインタビュー（メールによる場合も有り）をおこない、取り扱うべき内容を洗い出した。

この手法を用いて、ビジネス系向けには以下のような内容を設計した。

【前半】全分野共通の「図書館スキル」

- 1) 「[図書館蔵書検索システム \(OPAC\)](#)」(件名・分類番号リンク等を含む)
- 2) 「NDC (日本十進分類法) の成り立ち」
- 3) 「[WebCatPlus](#)」で本を探す。
- 4) 「[CiNii Articles](#)」・「[NDL-OPAC](#)」で専門雑誌の記事・論文を探す。
- 5) 「[国立国会図書館サーチ](#)」で書籍・記事・論文に加えて政府刊行物や電子資料を探す。
- 6) 「著作権等」(書籍・雑誌・Web上の文献から引用する際のルールと表記法)
- 7) 「[国立国会図書館リサーチ・ナビ](#)」で調べ方を調べる。

⁴ 理工系の場合は、「Web of Science」や「SciFinder Scholar」・「Science Direct」・「IEL Online」等を取り扱うことが多かった。

【後半】ビジネススクール向けDB等

- 1) 「[日経BP記事検索サービス](#)」
- 2) 「[東洋経済デジタルコンテンツ・ライブラリー](#)」
- 3) 「[ダイヤモンド D-VISION NET](#)」
- 4) 「[ProQuest](#)」で海外専門誌や「Wall Street Journal」などの雑誌記事を探す。
- 5) 「[D1-Law](#)」で現行法規・判例等を探す。
- 6) 「[政府統計の統合窓口 e-Stat](#)」で政府公開の統計情報を探す。
- 7) 「[電子政府の総合窓口 e-Gov イーガブ](#)」で法令等を探す。
- 8) 「[地域経済分析システム \(RESAS リーサス\)](#)」で産業・観光・人口・自治体比較情報を探す。

後半のDBについては、受講者アンケートの利用度・認知度がさらに下がる。例えば、「D1-Law」は一般には有料ながら在学中は使い放題にも関わらず「よく使う」・「たまに使う」が共に0%であった。省庁など公的機関の提供により誰でも無料で使えるオープンデータも研究にとって有用だが、その代表格の一つ「e-Stat」については、半数が「全く知らなかった」という回答であった。講習後、個別に「これまで業務上の企画書やレポートの数値的な裏付けとして、どのような統計情報を用いて来たか」を尋ねてみると、勤務先企業などが独自に費用をかけておこなった調査あるいは新聞・ビジネス誌の記事等に掲載されている既に加工作済みのデータを使用している者が多く、このような生の公的オープンデータを自身で分析した経験のある者は少なかった。

後半のDBは、いずれも高度な主題知識が無くとも操作方法さえ習熟できていれば説明が可能であり、受講者側がそれぞれの興味関心に応じて応用的に使いこなしていく。図書館員として主題知識を磨き続けることは不可

欠としても、講習ではまず「どのような情報を求めている場合には、どのDBを使うべきか」という知識が最も求められており、その点が満たされれば、高く評価されることを次章で述べる。

4. 評価と改善

アンケートの最後に「この講習が研究に役立つか？」と尋ねたところ、「大いに役立つ」が88.9%、「ある程度は役立つ」11.1%、「どちらとも言えない」「あまり役立たない」「役立たない」はいずれも0%であった。回答が高評価に偏っているため有意な差は出にくいですが、クロス集計をしてみると、やはり各ツールについて「知らなかった」と答えている受講者ほど「役立つ」と感じている傾向が見られた。また、受講生は20代の若手から60代の役員クラスまで様々であったが、この講習を「役立つ」と感じた度合いについて年齢および経験による差異は見られなかった。つまり、デジタルネイティブに近い新人世代であっても、業務上の経験を積んだ世代であっても、評価に偏りはなかった。

また、講習の難易度について尋ねると「ちょうど良い」が84.4%、「やや難しい」が15.6%と、概ね適正であった。アンケートには必ず自由記述コメント欄を設けて改善につなげているが、「動画として残して欲しい」という指摘が多かったため、在学生専用ポータルサイトに動画データを格納し、いつでも何度でも復習ができるようにした。

アンケートから、「利用者にとっての有用性」の高さを測ることはできた。しかし、そこで終えてしまっただけでは親機関の長による過小評価の問題に対する解決策とはならないため、その結果を示す必要がある。ここで例としたビジネススクールにおける講習の場合は、データを分析して受講者コメントと共に教授会において全ての専任教員に報告した。すると、受講できなかった教員達から再度の開催を求められ、次の回には研究科長を含む未受講の教員も複数来場してガイダンスを直接見せる

ことができ、さらに次年度以降も継続的な実施を求められるようになった。

このようなデータの分析・蓄積は、ガイダンスの内容改善に役立つのは当然のことながら、最終的に親機関の長に存在意義をアピールする上で、専門図書館が持っている「資料・情報」と「職員の支援力」が利用者の研究支援に役立っていることを示す際の客観的な論拠ともなるだろう。

5. まとめ

専門図書館員が主題知識を持つことは、確かに望ましい。既に「ヘルスサイエンス情報専門員」のように認定資格制度を設けて高度化を図っている例もあるが、予算と人的資源は限られており、また支援対象は多岐にわたるため、全ての分野において高度な主題知識を持った人材を備えることは難しい。

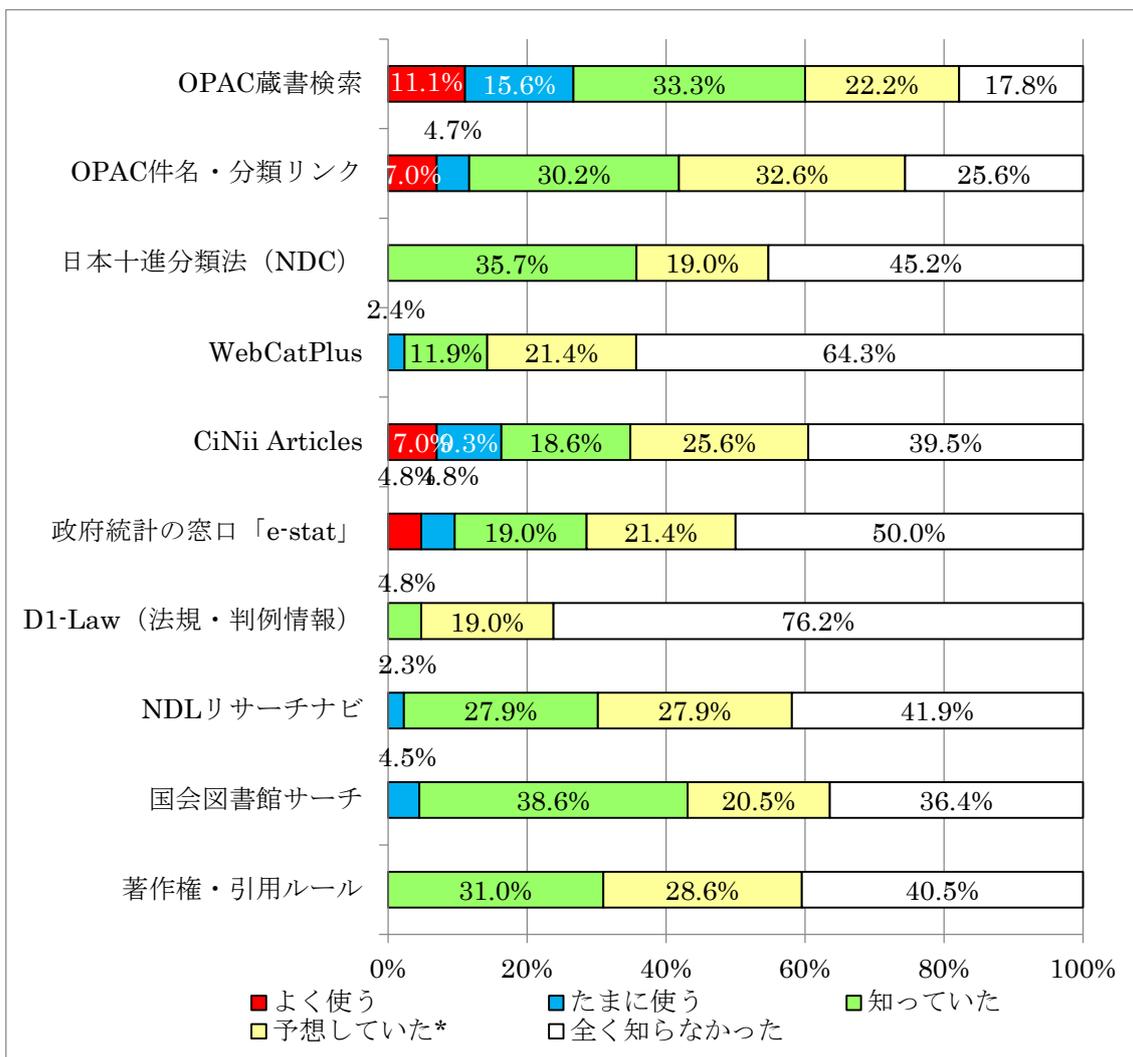
本稿では、図書館スキルそのものが専門職業人にとっては「調査研究のカギ」となる未知かつ有用なツールであることを指摘し、その上にニーズに応じたDBを積み上げることによって、必ずしも高度な主題知識が無くとも、また、支援対象の分野に関わらず「役立つ」と評価される講習が設計・実施可能であることを示唆した。その上で、アンケートを取って受講者の認知度・利用度とガイダンスの有用性を測って分析・蓄積することによって、より効果的な内容への改善を目指すこと、さらに、親機関の長にガイダンスの効果をデータで示すことにより、図書館と職員の存在意義の評価改善につなげることを提案した。

「頼られる図書館」を目指したガイダンスに向けて、新たな一歩を踏み込む勇気につながれば幸いである。

(うめざわ たかのり)

(本稿は、筆者が中央大学学事部学事課在籍中に執筆したものである。)

【図1】講習会アンケート（抜粋）



* 質問紙では「こういうツールがあるだろうとは思っていた」という選択肢を設けた。

【特集：専門職への利用ガイダンス】

法科大学院での利用ガイダンス

岡山大学大学院法務研究科 近藤 祐子

1. 岡山大学大学院法務研究科 資料室の概要

岡山大学大学院法務研究科は、[法科大学院制度](#)の始まりとともに 2004 年に設立されました。現在の在學生は全員でも 60 名に満たない、地方の小規模校です。

そして私が勤めるのが岡山大学大学院法務研究科資料室（以下、「資料室」という。）です。[大学の附属図書館](#)とは別に法務研究科が独自に設置した施設で、約 1 万冊の法律図書、約 50 種の法律雑誌、13 種の判例集などを所蔵しています。

資料室には従来の図書館に限定されない機能があります。例えば、向かいにある院生の自習室は私語厳禁の静かな空間ですが、資料室では友人同士で授業の内容について議論したり勉強を教えあったりしています。教務関係の事務室が少し離れているため、課題の提出・返却を資料室で行うこともあります。資料室に現れた教員には学生が寄ってきて、即席の課外授業が始まることも珍しくありません。また、修了生が仕事上の調べものや教員への相談で大学に来ることも時々あり、資料室が交流の場にもなっています。

2. 学生の特性

私達は今年 19 名(既修¹6名・未修²13名・)の新生を迎えましたが、新生の法律やリーガル・リサーチ³に関する知識には、ばらつきがあります。毎年何名かは法学部ではない学部出身者で、法科大学院で初めて法律を学ぶ「純粋未修者」もいます。法学部出身の学生の大半は演習の授業でコンメンタールや判例評釈を読んだ経験がありますが、習熟

度はそれぞれです。司法試験の勉強を何年も続けてきた学生が、受験用のテキストだけを使っていたので判例集などは手に取ったことがないということもありました。

法務研究科の修了生は多くが法律に関する仕事につくため、将来のためにもリーガル・リサーチの知識は必須です。しかし先述のように、知識にばらつきがある、また、司法試験科目ではないリーガル・リサーチについては重要性が理解されにくいという課題があります。

3. 2つのガイダンス

そこで解決策として、ガイダンスを、入学時オリエンテーションでの利用案内と、法情報の授業での文献調査とに区別して実施しています。オリエンテーションと授業、それぞれを設計する基準になるのはガイダンスの趣旨・目的です。授業の場合はその内容・カリキュラムから扱う範囲も決まります⁴。

(1) オリエンテーション

新入生に対しては年度初めのオリエンテーション期間に「施設説明」の一環として資料室内で5~10分ほどの利用ガイダンスを行っています。開室時間・利用上のルール・備品の説明などが主な内容です。時間が非常に短いので、重要なことに触れるぐらいしかできません。説明不足を補うために「利用の手引き」という冊子を渡して、不明な点は職員に尋ねてください、と話しています。

今年は、新たな試みとして「法科大学院資料室の使い方」⁵という資料を作成して資料室内に配置、ウェブ上の在學生用掲示板にも掲

¹ 法科大学院において必要とされる法律学の基礎的な学識を有すると認められる者を法学既修者と言う（[専門職大学院設置基準](#) 第 25 条参照）。

² 法学既修者以外の学生が法学未修者となる（同上 第 18 条参照）。

³ 「法令、判例、文献を主たる資料とするリサーチ」のこと。いしかわまりこ・藤井康子・村井のり子『リーガル・リサーチ』第 5 版、日本評論社、2016.4.p.3<国立国会図書館請求記号：A121-L114>

⁴ 例えば、授業で分類記号について説明するために、請求記号ラベルの見方や、OPAC での検索条件として請求記号など幾つかの項目があることを述べたりはするが、排架場所や OPAC の使い方については詳しく説明しない。

⁵ 岡山大学附属図書館 OPAC での検索方法、請求記号ラベルの見方など。

載してみました。



「法科大学院資料室の使い方」中の1コマ

(2) 法情報の授業

2年前からは新入生(未修者)の必修授業である「法解釈入門」⁶という授業でも話をしています。「文献」をテーマに、その範囲で検索の仕方など利用方法に関する話も絡めます。持ち時間は30分で、法学文献を内容別・形態別に分類して、それぞれ説明し⁷、著作権についても話しています。

純粹未修者が少しでもスムーズに法律の勉強に入れるような配慮として、コンメンタールや判例評釈、法学辞典など、法学分野に特徴的な資料について説明し、代表的な本については現物や画像を見せています。

4. 工夫していること

2. で述べたように、法情報の授業は学生にとってその重要性が理解しづらい科目です。そこで、法情報の授業が司法試験や実務にもつながっていることを学生がイメージできるように工夫しています。

例えば、本学ではNDCによって図書を分類していますが、司法試験の出題範囲について、主要ではない分類記号に登録される分野を試験科目ごとに一覧表にしてまとめて配布しています。(本稿末の「司法試験科目のNDC一覧表」を参照のこと。)

また、社会に出て使えるような情報検索技術の習得も意識しています。弁護士は、いわゆる大手事務所に勤務しない限り、利用できる情報リソースの質・量は多くありませんが、

そのような環境でもある程度の調べものは自分で行う必要があります。

そのため、授業ではNDC以外の分類方法も説明して、主要な図書館や近くの図書館の分類方法を例示しています⁸。そのほか、白書・統計など政府のデータや、無料で図書や論文・官報などの検索ができるデータベースの情報を集めて紹介しています。

<紹介している無料のデータベース>

1. [国立国会図書館サーチ](#)
2. [CiNii Books](#)
3. [CiNii Articles](#)
4. [岡山県図書館横断検索](#)
5. [カーリル](#)
6. [インターネット版「官報」](#)
7. [官報検索!](#)
8. [裁判所ウェブサイト](#)
9. [電子政府の総合窓口](#)
10. [政府統計](#)
11. [基幹統計](#)

まだ学生の反応を見ながら話をする余裕はないのですが、工夫の甲斐あってか今年は「次はいつ授業してくれるんですか?」「また話してくださいよ」と声をかけてもらいました。

5. 今後へ向けて

これまでのガイダンスはいずれも既定の行事内で行ったものでした。内容・時間ともに不十分な点については、個別の質問に応じることで何とか対応しています。学生が質問に来てくれるのは嬉しいことですが、それはニーズに応じた情報を提供できていないという意味でもあります。利用者の満足度を上げるためにも、今後の課題として新たなガイダンスを企画し実施する必要性を感じています。

皆さんの所属館ではどのようなガイダンスをされていますか。機会があれば教えてください。

(こんどう ゆうこ)

⁶ 授業の内容は、大学のウェブサイトで公開されている[シラバス](#)で確認できる。平成28年度「法解釈入門」第6回部分を担当した。

⁷ 内容による分類：法の解釈、法の制定趣旨、判例の解説・評釈、事件の背景、制度の研究など。

物理的形態による分類：図書、雑誌、電子資料など。

⁸ 例えば[岡山県立図書館](#)の洋書はDDCなど。

司法試験科目のNDC一覧表

憲法	323	報道の自由	070.13
		国家と個人：基本的人権、自由と平等、知る権利、プライバシー、思想・信教の自由、言論・出版の自由、集会・結社の自由	316.1
		情報公開・オンブズマン	317.6
		司法・裁判・訴訟理論	327.01
		*憲法訴訟はここに収める	
行政法	323.9	情報公開・オンブズマン	317.6
		地方自治法	318.1

民法	324	民事特別法*	324.8
		*借地借家法、不動産登記法など	
		生活・消費者問題	365
		集合住宅	365.35
		販売契約：フランチャイズ契約	673.32
会社法	325.2	有価証券法*	325.6
		*手形・小切手法はここに収める	
民事訴訟法	327.2	金融商品取引法	338.16
		信用販売[割賦販売]	673.37
		訴訟手続<一般>*	327.19
		*民事と刑事にわたるものを収める	
刑事訴訟法	327.6	民事執行法	327.3
		民事保全法	327.34
		刑罰	326.4

刑法	326	刑罰	326.4
刑事訴訟法	327.6	警察・公安	317.7
		訴訟手続<一般>*	327.19
		*民事と刑事にわたるものを収める	
		刑罰	326.4

倒産法	327.36	貸付、手形割引*	338.54
-----	--------	----------	--------

租税法	345.12	税務会計	336.98
-----	--------	------	--------

経済法	333.09	独占禁止法	335.57
		景品表示法・不正競争防止法	671.3

知的財産法	507.2	著作権法	021.2
-------	-------	------	-------

労働法	366	労働者災害補償保険	364.5
-----	-----	-----------	-------

環境法	519.12
-----	--------

国際関係法	329
-------	-----

司法試験	327.079
------	---------

実務		カウンセリング	146.8
		弁護士制度、弁護技術	327.14
		訴訟手続(一般)	327.19
		交通事故	681.3

NDC 新訂10版

【特集：専門職への利用者ガイダンス】

財務省図書館における利用ガイダンス

支部財務省図書館 野沢 義隆

財務省図書館について

国立国会図書館支部財務省図書館は、本庁舎 4 階西側に位置し、事務室と二層式の書庫等により約 17 万冊の蔵書及び逐次刊行物約 440 種を所蔵しています。

財務省職員を対象とした財務行政全般に関する専門図書館として、主に財政・経済・金融・法律分野の図書資料を中心に所蔵しており、予算書（明治 6 年～）や決算書（明治元年～）などの旧蔵書を含む所蔵資料を、職員 2 名、非常勤職員 3 名の計 5 名で、財務省の職員、及び支部図書館制度¹を通して各省庁職員への執務参考用として提供しています。

当館における利用ガイダンスとは

検索システムで当館に所蔵がある資料かどうかを調べたり、書庫に入って必要な資料を探しあてたりすることは、長年図書館業務に携わっていると気がつかないものですが、“慣れ”や“経験”を必要とするようです。

当館は職員の業務を手助けする図書館であるため、「利用ガイダンス」とは「短時間で必要な資料を手にする方法を分かりやすく案内すること」と考え、その案内がひと目で見て分かるような構成にすることを心がけています。本稿では、当館で行っている利用ガイダンスを紹介します。

全職員向け利用案内

平成 22 年からメールマガジン「らいぶらり NOW」を毎月発行し、利用案内を含めた

様々な情報を発信しています。このメールマガジンは各人宛てに送付しており、当館をよく利用する職員と、利用したことがない職員双方に情報を伝えることができ、常に多忙な職員に煩わしい思いをさせることなく利用案内などの情報を見てもらえるよう工夫しています。開封率は約 7 割強にのぼり、広報を兼ねた案内に一役買っています。



らいぶらり NOW～平成 28 年 7 月号～

また、掲示板（職員食堂前、図書館前の 2 箇所）に新着図書のカバーを掲示したり、当館発行の利用案内や国立国会図書館発行のパンフレットを持ち帰ることができるように設置したりしています。



図書館前廊下掲示板

¹ 国立国会図書館を中央館として各府省庁および最高裁判所に設置されている 27 館 6 分館の支部図書館により形成される図書館ネットワーク。このネットワークのもとで、資料の相互貸借等の図書館サービスや、各府省庁の刊行物の中央館への納入（納本）及び支部図書館間の交換、各種の調査業務等幅広い図書館業務を行っています。

そのほか、当館の検索システム内「図書館からのお知らせ」やパブリックフォルダ（省内各局の情報を掲載できる共有フォルダ）に利用案内のしおりや検索システムの使用方法等を掲載することで、職員が各自好きな時間に利用方法や利用可能なサービスなどを確認できるようにし、ガイドンスに替えています。

当館を初めて使う職員向け利用案内

毎年7月の人事異動で配属される新規転入者のために大臣官房の担当課によって開催されている「新規転任者実務研修」の場を利用して、当館の簡単な紹介と支部図書館制度の概要について、総勢250名ほどの職員に対し15分間の説明を行っています。ここではまず財務省図書館の存在を知ってもらい、図書館が業務の助けとなることを伝えています。平成23年に当館より担当者へ申し入れ、平成24年に実現し、今年で5回目を迎えました。支部図書館制度の説明には、国立国会図書館総務部支部図書館・協力課の支援（資料作成・提供および講師派遣等）をいただくことで、少ない負担で効果的な研修をすることが可能となりました。



平成28年度新規転任者実務研修の様子

また、平成27年から「基礎研修生への図書館見学」も行っています。財務省本省採用者を含む総勢180名ほどに対し15名ずつ12組に対し順次20分ほど利用方法などの説明を伴った見学会を行いました。この見学は、研修担当部局の当時の幹部（図書館の強力な支

援者）から「新規採用者カリキュラムにおける本省見学の際、財務省図書館も見せてもらえるように依頼したらどうか」と提案があったことがきっかけで、この機会を捉え、図書館側で説明を行う案内を申し出たことにより実現し、今年で2回目となりました。

おわりに

様々な機会を利用してガイドンスを行ったことにより5年間で貸出冊数が35%、貸出者数が40%増加しました。確かに新規に利用カードを作成しに来館する職員が増えたと感じます。それに伴い、書庫を見回る際に、よく利用される資料の書架の乱れが目につくことが多くなりました。利用の痕跡を見るにつけ、当館が職員の業務の助けとなっていることを実感し、図書館長冥利に尽きます。現状に満足することなく、今後もあらゆる機会を検討し、職員が当館を利用してくれるような効果的なガイドンスを実施していきたいと考えています。

（のぞわ よしたか）

おとどけします、ガイドンス

国立国会図書館総務部支部図書館・協力課は、各省庁にて行われる新規採用者向け研修や転任者向け研修に、講師を派遣しています。

特に、業務に必要な情報を収集するにあたって国立国会図書館及び支部図書館を、省庁の職員として利用する方法を知っていただくのがポイントです。支部図書館の皆様には、ガイドンスの一助にご活用いただければ幸いです。

（国立国会図書館 総務部 支部図書館・協力課 サービス係）

平成 28 年度専門図書館協議会全国研究集会第 3・第 4 分科会に参加して

支部国土交通省図書館 北海道開発局分館 北浜 忠彦

1. はじめに

東京ウィメンズプラザで開催された標記全国研究集会の中で、参加した分科会について報告します。

2. 第 3 分科会「ユーザー視点でみる専門図書館」(2 名の講師による報告)

現在、専門図書館に求められているサービスのあり方や提供する書誌情報データベースについて、ユーザー(利用者)の視点から見た現状等を紹介していただきました。



第 3 分科会の様子

まず、[筑波大学大学院図書館情報メディア研究科](#)の小泉真理氏から「技術・研究開発部門 ユーザーの情報収集活動から見た企業内専門図書館への提案」を伺いました。

小泉氏の質問紙調査¹の結果、多くのユーザーがいつでもどこでも誰でも自席から自由に利用できるインターネットの特徴を高く評価しており、企業内専門図書館に足を運んでまで使っているサービスは限られていました。

そこで、今後の課題として、(1)未利用者だけではなく、利用認識がない人²をいかにユーザーに変えるか、(2)サービスの充実(電子

ジャーナルや電子雑誌、自身では入手困難な情報や文献の入手支援サービス、市場・業界情報を扱う情報源の提供サービス)が挙げられました。さらに、(1)検索からフルテキスト入手までの利便性向上、リンクリゾルバサービス³の導入、(2)図書館内での電子ジャーナルの閲覧、(3)収集する情報の種類の拡大等が提案されました。

発表を伺って、専門図書館に対して利用者からの要望が多い、電子ジャーナル・電子雑誌の充実や文献入手支援といったサービスを、まずは重点的に強化していくことが今後の専門図書館の存在価値に繋がると思いました。

続いて、[国立研究開発法人日本原子力研究開発機構研究連携成果展開部](#)研究成果管理課の稲垣理美氏から「ユーザーを意識した書誌データベース」を伺いました。

[日本原子力研究開発機構](#)では、職員が行った論文発表や学会等における研究開発成果を書誌データベース化し、その活用促進を目的として、「[研究開発成果検索・閲覧システム](#)」(通称 JOPSS)を 2006 年から運用しており、その管理・発信は図書館スタッフが行っています。新規ユーザーの獲得とユーザーに対する JOPSS の利便性向上を目的としてシステム改良を行い、約 3 年の試行錯誤の結果、アクセス数が増加したそうです。今後は、さらなるユーザーの拡大、提供情報の拡充、他の媒体でも発信している類似の学術情報⁴・成果情報⁵との相互リンクづけを目指し、アクセス数やダウンロード数といった量的なものに加え、質的な評価方法も検討していくとい

¹ 2015 年夏、8 業種 22 社に対して「ユーザーは情報収集を行う際に何を求めているのか」を把握するためのアンケート調査を実施し、5 業種 8 社から回答を得た。

² 図書館で契約している有料 DB 他を自分の席で使っている、など、図書館を利用している認識なしに、図書館が提供しているサービスを利用している人。

³ 書誌データベースや OPAC からリンク先を決定する仲介システム。

⁴ 従来発信してきた論文情報や、技術レポート(JAEA レポート)に加えて、今後の課題として研究データなどが挙げられる。(編集部注)

⁵ 論文や特許等の研究開発成果を分かりやすく解説する情報。(編集部注)

う報告がありました。



JOPSS の画面

常にユーザーである研究者等の視点に立ち、ユーザーが求めている情報を把握し、利便性を向上させるシステム改良を行うことには、様々な課題があったと思いますが、まずは目的や重点を明確にすることが重要だと感じました。

3. 第4分科会「専門図書館を取り巻く著作権の気になること」(3名の講師による報告)

著作権とコンテンツ提供をめぐる3つの発表がありました。

まず、[早稲田大学大学総合研究センター](#)の吉田大輔氏より「TPPを中心とする著作権の最近の動向」を伺いました。

TPP協定は、2015年に大筋合意し、現在、衆議院において継続審議中です。その中でも特に「著作物等の保護期間の延長」は、電子化された過去の著作物を利用する専門図書館の今後の活動に大きな影響を与える可能性があり、種々の課題が山積みとなっている現状を、様々なケースを例に出して言及していただきました。

TPPといえば、農林水産物の輸出入が頭に浮かび、著作権が絡んだ問題が発生するとは正直考えていませんでしたが、保護期間については、日本は諸外国に比べて短く、今後は早急な対応が必要だと感じました。

次に[NPO法人IRI知的資源イニシアティブ](#)の岡本明氏から「デジタルアーカイブズコンテンツのオープン化の問題解決のために」を伺いました。

Google等が無償で行っているウェブサービスは、大変便利な反面、ほとんどが永続的なものとは限らず、提供側から一方的にサービスが廃止され突然利用できなくなることがある危険性について、過去の具体例を紹介していただきました。また、パーマリンク(リンク先のアドレスを変えない恒久的なURL)を活用する方法や、「CC:BY」(著作物の再利用を許可するという意思表示)⁶の現状⁷を説明していただきました。

公的なアーカイブは5年ごとにシステムを入れ替えるところが多いため、そのタイミングでアーカイブ側のサービスがリンク切れになることがあるそうです。サービスが半永久的に利用できると考えている一般ユーザーの意識を変える必要があると思いました。

最後に、[国立国会図書館](#)の村上浩介氏より「国立国会図書館の[図書館向けデジタル化資料送信サービス](#)」について、1990年代後半のデジタル化から始まった当事業の概要、公開に際して行った著作権調査(現在も進行中)、著作権法改正、関係者協議会における権利者団体との調整及び今後の計画の説明がありました。

4. おわりに

今回の分科会では、日々、めまぐるしく関連サービスが拡充されるインターネットと専門図書館のサービスのあり方について話を伺いましたが、いずれも実例等を交えて説明していただいたので大変分かりやすかったです。

また、ユーザーの視点を意識しなければ、いくら改良を続けても魅力は伝わらず、使い勝手の悪い独りよがりなものになってしまう可能性があります。

今後は、ユーザーが求めるサービスに少しでも対応できるよう、常にアンテナを張りながら検討していくことが重要だと思いました。

(きたはま ただひこ)

⁶ 国際的非営利組織クリエイティブ・コモンズが提供している、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス(CCライセンス。インターネット時代のための新しい著作権ルールで、作品を公開する作者が「この条件を守れば私の作品を自由に使って構いません。」という意思表示をするためのツール)の一つ。CC:BYは、原作者のクレジット(氏名、作品タイトルなど)を表示することを主な条件とし、改変はもちろん、営利目的での二次利用も許可される最も自由度の高いCCライセンス。引用：<http://creativecommons.jp/licenses/>

⁷ 京都府総合資料館の東寺百合文書については、平成27年度専門図書館協議会全国研究集会第5分科会でも紹介されました。(編集部注)

国会レファレンス課資料室及び国会分館の見学に参加して

支部文部科学省図書館 安食 優子

1. はじめに

国立国会図書館は、[国会法](#) 第 130 条の「議員の調査研究に資するため」を基に設置されており、国会に対するサービスを重要な任務としています。平成 28 年度の特別研修「調査及び立法考査局国会レファレンス課資料室及び国会分館の概要説明及び見学」に参加して、その業務の一端を知ることができました。

2. 調査及び立法考査局国会レファレンス課資料室

見学の前半は、国立国会図書館東京本館にある調査及び立法考査局（以下、「調査局」といいます。）の国会レファレンス課です。調査局の任務は [国立国会図書館法](#) 第 15 条に規定されているとおりですが、そのうち重要な業務として、議員等からの依頼を受けて行う依頼調査と、国会で論議の対象になりそうなテーマを予測して行う予測調査があります。これらの調査は、調査の内容ごとに分かれた 12 の調査室、14 の課が共同で行っています¹。予測調査の成果は公開されており²、支部図書館におけるレファレンスでも活用させていただいています。

国会レファレンス課は、電話やメールなどで依頼された調査を各調査室・課へ振り分けたり、回答をとりまとめたりする窓口として機能します。また、調査で利用する資料の収集、整備を行います。

調査業務に資するために収集し、調査及び立法考査局において保管する資料は立法資料と呼ばれ、予算や保存、管理の面でも、国立国会図書館で所蔵されるその他の資料とは明確に区別されています³。立法資料は各調査室・課にも配置されていますが、よく利用されるものは国会レファレンス課の資料室に、利用頻度の低いものは本館書庫に置かれています。



国会レファレンス課資料室

国会レファレンス課の資料室では、国内政党誌や衆議院及び参議院公報など幅広い国会関連資料、行政や研究機関の統計や報告書、国内外の文献、各種データベースなど多くの資料が利用できます。この資料室の特徴は、利用に重点が置かれていることで、最新の情報を提供できるよう資料が定期的に更新されています。

また、調査局の職員（調査員）は日頃から政策の動きを注視し、様々な新聞や雑誌にも目を通して、将来的な調査に備えているとのこと。

¹ 年度ごとの調査の受付件数や、国会分館も含む調査局全体の活動状況については、『[国立国会図書館年報](#)』の「国会に対するサービス」や「国会サービス統計」を参照してください。

² 国立国会図書館ホームページにある「[国会関連情報](#)」にて、『レファレンス』『ISSUE BRIEF』『外国の立法』『調査資料』4誌が公開されています。

³ 一般的な利用（閲覧や貸出等）には供しません。また、長期保存を目的としていません。

3. 国会分館

見学の後半は、国会議事堂4階にある国会分館です（ここも調査局の一部門）⁴。国会分館は、衆議院側及び参議院側の回廊部とその周辺に展開しており、衆参それぞれに入口があります。回廊部にも書架や閲覧席を置くことで、限られたスペースを活用するとともに、回廊のステンドグラスから日光が差し込んで明るい雰囲気を醸し出しています。



国会分館の入口（両脇にあるのは新聞棚）

主な資料は開架されており、国会会議録や法令集などの立法関連資料、社会科学系の図書、地方紙やスポーツ紙を含む新聞、幅広い分野の雑誌、各種データベースを揃え、議員や国会関係者への迅速な資料提供に重点を置いています。また、テーマ展示⁵用、新着図書用の書架がそれぞれあり、所蔵資料を紹介する役割も果たしています。新着書架にはその週の到着資料を置いていますが、毎週100冊ほどを入れ替えるそうです。開架図書としては、主に新刊や過去数年に発行されたものを並べ、最新かつ的確な情報をすぐ提供できるようにしているとのこと。また、図書の請求記号ラベルも主題ごとに色を変え、分かりやすく手に取りやすくする工夫をしています。



参考図書の書架と閲覧席

4. 見学を終えて

国会レファレンス課、国会分館ともに、今必要な資料を素早く提供することをとても重視していると感じました。また、利用者からの求めに応えられるよう、どのような資料が刊行されているのか把握し、どのように利用されるか予測して、あらかじめ資料を入手しておくなど、可能な限り利用に対する準備をしておくことが大切だと思いました。「情報収集のため日頃からアンテナを張り、電車の中吊り広告にも目を配る」という調査局の方のお話がとても印象に残りました。自館においても、現在の資料や利用の状況の、その先を考えることで、より良い資料提供につなげていきたいと思います。

（あじき ゆうこ）

⁴ サービス対象は、国会議員、議員秘書、国会職員その他の国会関係者。

⁵ 年に数回、国政課題に関するテーマを取り上げ、国会分館所蔵資料及び調査局の刊行物の中から関連する資料を選び、カウンター近くの書架に展示しています。

<国立国会図書館からのお知らせ>

平成 28 年度企画展示「続・あの人の直筆」のお知らせ



国立国会図書館では、国内外の出版物以外にも、さまざまな資料を所蔵しています。このたび、そうした資料の中から、有名人の直筆約 120 点を集めた展示会「続・あの人の直筆」を開催します。

これは、平成 26 年度に開催した展示会「あの人の直筆」に続く第 2 弾となります。あの戦国武将が書いたと伝わる書状、今年没後 100 年の有名なあの作家の句稿、テレビドラマで知ったあの実業家の書簡などのほか、新たに蔵書に加わった手稿譜（手書きの楽譜）も展示します。ぜひ「あの人」に会いにお越しください。

会場・日時

- 東京会場（国立国会図書館東京本館 新館1階 展示室）
 - 2016年10月15日（土）～11月12日（土）
10:00～19:00（土曜日は18:00終了）
※日曜日・祝日・第3水曜日（10月19日（水））休館
 - ※展示替え、展示箇所の変更を行う資料があります。
（前期）10月15日（土）～10月29日（土）
（後期）10月31日（月）～11月12日（土）
- 関西会場（国立国会図書館関西館 1階 第2研修室）
 - 2016年11月18日（金）～12月3日（土）
10:00～18:00
※日曜日・祝日・11月28日（月）休館。
ただし、11月20日（日）は開催（10:00～16:00）
 - 東京会場出展資料の一部（約30点）と、直筆博士論文を展示します。
- 東京会場・関西会場とも 入場無料・入館手続き不要 で観覧できます。
- 詳細は [「展示会情報」のページ](#) へ

Facebook ページ「[国立国会図書館の展示（東京・関西）](#)」で見どころや裏話を発信しています。

日 誌（平成 28 年 7 月～平成 28 年 9 月）

平成 28 年	7 月 1 日	支部図書館長異動 農林水産省図書館長 深水 秀介（前 津垣 修一） 防衛省図書館長 赤瀬 正洋（前 中嶋 浩一郎）
	7 月 5 日	平成 28 年度行政・司法各部門支部図書館特別研修 「図書館資料の保存一簡易補修」
	7 月 14 日	「財務省新規転任者実務研修」での出張説明を実施
	7 月 15 日	平成 28 年度第 1 回中央館・支部図書館協議会幹事会
	7 月 26 日	平成 28 年度第 1 回中央館・支部図書館協議会
	7 月 29 日	支部図書館長異動 法務図書館長 松本 麗（前 西山 卓爾）
	7 月 29 日	「財務省新規転任者実務研修」での出張説明を実施
	8 月 1 日	支部図書館長異動 林野庁図書館長 板垣 靖（前 二口 文彦）
	8 月 8 日	平成 28 年度行政・司法各部門支部図書館特別研修 「国会レファレンス課資料室・国会分館の概要説明及び見学」
	8 月 12 日	支部図書館長異動 法務図書館長 佐伯 恒治（前 松本 麗）

国立国会図書館刊行物紹介（平成 28 年 7 月～平成 28 年 9 月）

当館 HP に公開されている刊行物の中から、平成 28 年 7 月～平成 28 年 9 月の間に公開された記事の一部を紹介します。

[『国立国会図書館月報』](#)

国立国会図書館の蔵書や各種サービスについて総合的に紹介する広報誌です。2004 年 4 月以降は PDF 形式でご覧いただけます。

- 特集 海外における日本研究への支援と図書館 ([664 号 \(2016 年 8/9 月\)](#))
- 第 51 回貴重書等指定委員会報告 重要文化財指定資料紹介 小野蘭山関係資料 ([663 号 \(2016 年 7 月\)](#))
- ・ (2016 年刊行分一覧)
- ・ ([2015 年刊行分一覧](#))

[『調査と情報』－Issue Brief－](#)

国政上の重要課題について、その背景・経緯・問題点等を簡潔にとりまとめた雑誌です。

- No.921 「[無電柱化をめぐる近年の動向－課題と推進策－](#)」(2016.9.27)
- No.920 「[TPP の経済効果に関する各種分析](#)」(2016.9.8)
- No.919 「[権利侵害とプロバイダの責任－インターネット上の名誉毀損への対応－](#)」(2016.8.25)
- No.918 「[TPP 発効に向けた各国の動向](#)」(2016.8.3)
- No.917 「[アベノミクスの進捗と成長戦略](#)」(2016.8.3)
- No.916 「[英国の EU 離脱と日本への経済的影響](#)」(2016.8.2)
- No.915 「[平成 28 年熊本地震への対応 \(下\)－復旧・復興に向けた課題－](#)」(2016.8.1)
- No.914 「[平成 28 年熊本地震への対応\(上\)－支援の状況、初動対応における課題－](#)」(2016.8.1)
- ・ ([2016 年刊行分一覧](#))
- ・ ([2015 年刊行分一覧](#))

[『外国の立法』](#)

諸外国の立法動向を簡潔にまとめています。季刊版と月刊版があります。

- 「[フランスの交通機関におけるテロ予防策及び不正行為の取締り](#)」(No.269 (2016 年 9 月：季刊版))
- 「[【アメリカ】国防長官の 2017 年度防衛態勢報告](#)」(No.268-2 (2016 年 8 月：月刊版))
- 「[【アメリカ】ワシントン首都圏における公共交通の安全確保](#)」(No.268-1 (2016 年 7 月：月刊版))
- ・・・・他

また、月刊版では、各国の立法情報をコンパクトにまとめた短信も掲載しています。

- ・ 2016 年 8 月：月刊版 [短信](#)
- ・ 2016 年 7 月：月刊版 [短信](#)
- ・ ([2016 年刊行分一覧](#))

- ・ [\(2015年刊行分一覧\)](#)

『[カレントアウェアネス](#)』

図書館及び図書館情報学における、国内外の近年の動向及びトピックスを解説・レビューする情報誌です。

「[山梨県立図書館の取組み―地元書店と連携した読書活動促進事業―](#)」(No.329 (CA1879-CA1883) 2016.9.20)

・・・他

※※次号『びぶろす』75号のお知らせ※※

2017年1月発行予定です。



74号

平成28年10月

発行 / 国立国会図書館総務部
ISSN : 1344-8412

web版ではリンクをご活用いただけます

<http://www.ndl.go.jp/jp/publication/biblos/>

 国立国会図書館
National Diet Library, Japan